

第4章

知的財産

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、一括受諾の一環として TRIPS 協定が合意された。他の WTO 協定は、原則として、貿易制限や差別的措置を禁止するものか、例外的な貿易制限についての要件・手続きを定めるものであるが、TRIPS 協定は、加盟国の国内の制度について直接規律をするものであり、それまでの協定とはその性格が大きく異なるものであった。その後の国際的な議論においては、TRIPS 協定により義務化された知的財産保護制度が自国の企業や経済の発展に寄与していないとの認識などから、知的財産保護の強化に反対、あるいは独自の要求をする動きが近年表面化し、その結果、マルチのフォーラムにおける各国の立場の隔たりが大きくなり、多国間での制度調和の議論を進展させることが困難な状態となっている。そこで、プल्ली、バイなどの枠組みをマルチと相互補完的に用いながら知的財産の保護強化、実効的なエンフォースメントといった知的財産保護体制を構築する必要性が一層高まっており、ルールメイキングの場としてふさわしいマルチの場とより迅速な交渉が可能であるバイ等の場を目的に応じてバランスよく利用していく必要がある。

また、アジア諸国を中心として日本製品の模倣品・海賊版等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が発生しており、日本企業が事業を行う上で大きな障害となっている。これについても、TRIPS 協定上の義務履行を求めることに加えて、相手国の事情に応じた上記のプल्ली、バイなどの個別の交渉により、TRIPS 協定の確実な実行を求めるとともに、TRIPS 協定以上の義務も求めていくことが重要である。

(2) 法的規律の概要

現在までに締結してきた我が国の主要な FTA/EPA の知的財産章における特徴は、大きく分類すると以下の3点となる。

① 手続の簡素化・透明化

TRIPS 協定は権利取得についての手続の詳細は定めていないが、FTA/EPA で公証義務の原則廃止、優先権証明書の翻訳文証明手続の簡素化などの規定を導入することにより、特許出願などを行う際の手続面の負担を軽減し、権利取得の容易化を図っている。また、知的財産保護関連情報の入手を容易にすることで、出願や権利執行などに関する予見性の向上を図っている。

② 知的財産の保護強化

日本国特許庁の特許審査結果を提出することにより、相手国で審査請求を経ずに特許取得ができるようにする、あるいは、日本に対応する特許出願があることをもって、相手国で早期に審査をするよう請求ができるようにするなどの制度により、権利付与の迅速化を図っている。また外国周知商標を保護する規定を盛り込むなど、知的財産保護の向上を図っている。

③ エンフォースメント強化

TRIPS 協定は、第 51 条において国境措置、第 61 条において刑事罰につき規定しているが、

義務規定の対象とされているのは不正商標商品及び著作権侵害物品についてのみであり、その他の知的財産権侵害物品に関しては共に任意規定となっている。そこで、国境措置、刑事罰の対象となる権利を拡大するとともに、TRIPS 協定で明示的に記載されていない形態模倣行為の禁止等を明確に規定するなど、対象権利の拡大及び明確化による実体的なエンフォースメント強化を行うとともに、TRIPS 第 57 条に規定されている情報通知を義務化するなど、手続面での改善によりエンフォースメント強化を図っている。

2. 最近の動向

(1) 我が国の FTA/EPA 知的財産章の概要

我が国は今まで 4 ヶ国と FTA/EPA を締結し、フィリピンはまだ発効していないが、その全てに知的財産に関する規定を設けている。TRIPS 協定以上の義務も規定しており、ここでは、それぞれの知的財産章を概観する。

① 日シンガポール EPA

我が国にとって初の経済連携協定であり、2000 年 10 月、日シンガポール首脳会談において、本協定の交渉を開始することに合意、2001 年 1 月に政府間協議を開始、2002 年に署名、発効した。第 10 章において、①シンガポール特許取得の円滑化②知的財産権に関する両政府データベースの連携③知的財産権に関する合同委員会の設置、が規定されているほか、知的財産権の分野における協力も定められている。

そのうち、①に関しては、日本国特許庁をシンガポール特許法上の「所定特許機関」に指定

することが規定された（同 EPA 第 98 条及び実施取極第 11 条）。その結果、シンガポール特許出願に対応する日本の特許出願の審査結果をシンガポール知的財産庁に提出することによりシンガポールでの審査請求を経ずに同国特許を取得するという道が拓かれた。

② 日メキシコ EPA

2002 年 10 月、日メキシコ首脳会談において、本協定の交渉を開始することに合意、2002 年 11 月に政府間協議を開始、2004 年 9 月に署名、2005 年 4 月に発効した。本協定には、知的財産章は設けられていないが、第 14 章「二国間協力」の中の第 144 条(知的財産の分野における協力)で、両締結国が知的財産分野における協力を発展させる旨を規定すると共に、情報交換を行う事項の例示がなされている。なお、物品の貿易章において、TRIPS 協定に規定する蒸留酒の地理的表示の保護について、お互いに保護を行うことが規定されている。

また、同協定の署名時の首脳共同声明において、同協定の締結に伴い、両国政府が知的財産権を侵害する模倣品及び海賊版を撲滅するために必要な行動をとること、並びに「標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書」が商標の効果的及び世界的な保護に貢献することが確認され、メキシコ政府が同議定書を批准するためにあらゆる努力を払う意図が再確認されている。

③ 日マレーシア EPA

2003年12月の日マレーシア首脳会談において、本協定の交渉を開始することに合意、2004年1月に政府間協議を開始、2005年12月に署名、2006年7月に発効した。

本協定には第112条から第130条までの全29条からなる独立した知的財産章が設けられており、『手続きの簡素化・透明化』、『知的財産の保護強化』、『エンフォースメント強化』に係る条項から主に構成されている。また、日マレーシア両国の目指す方向性として、①知的財産の十分、効果的かつ無差別の保護、②知的財産保護制度の効率的かつ透明な運用の促進、③知的財産侵害に対する権利執行措置の提供、が明確化されるとともに(第112条)、協定締結後に①知的財産に関するあらゆる事項(模倣品問題など)の協議や、②本交渉で合意できなかった事項(条約加入など)の継続協議、などを実施するための枠組みとして「知的財産小委員会」の設置が定められている(第129条)。

主な条項は以下のとおり。

(a) 手続きの簡素化・透明化に係る条項

(i) 国際分類の付与(第116条第2項)

特許出願、商標出願に対し、マレーシアが未加入(日本は加入済)であるストラスブール協定、ニース協定に基づく分類を付与することを

両国で義務化した。

(ii) 特許出願日から18ヶ月後の出願公開制度の導入(第119条第5項)

マレーシアでは、特許出願を特許登録時まで非公開とする制度となっていたが、出願日から18ヶ月後に公開する制度(出願公開制度)を規定した。

(b) 知的財産の保護強化に係る条項

(i) 特許審査の迅速化(第119条第3項及び第4項)

①自身の特許出願の審査を通常の出願よりも優先して受けることの合理的理由(権利侵害など)がある場合には、その旨の請求を出願人が行うことができる仕組みを導入した。②また、一方国に出願している特許出願を他方国に出願している場合に、他方国において通常の出願よりも優先して審査を受けることができる仕組みを導入した。

(ii) 意匠の新規性阻却事由の拡大(第120条第2項及び第3項)

マレーシアでは、意匠の新規性阻却事由を「マレーシアで公衆に公開済であるもの」としていたが、さらに「インターネットを通じて公開されたもの」を追加した。併せて、「上記公開対象地域を外国にまで拡大するよう努めること」を規定した。

(iii) 周知商標の保護の強化(第121条第2項)

一方国内で周知されている商標について、他方国において不正目的で出願された場合、当該出願を拒絶または取消すことを規定した。

(iv) 不正競争の明確化(第124条第2項)

マレーシアでは不正競争防止法が存在しないため、TRIPS協定では明記されていない「他人の商品形態を模倣した商品の提供行為」「ドメインネームの不正使用行為など」がTRIPS協定上の不正競争の対象に含まれることを明記し

た。

(c) エンフォースメント強化

- (i) 権利侵害物品情報通知の義務化（第 125 条第 2 項）

権利侵害物品の荷送人・輸入者の名称・住所を権利者に通報することを両国で義務化した。

- (ii) 積み戻し禁止の対象拡大（第 125 条第 3 項）

侵害物品の積み戻しを禁止することについては、TRIPS 協定第 59 条において、商標のみが保護対象となっていたが、この対象に著作権も含めた。

④ 日フィリピン EPA

2003 年 12 月、日フィリピン首脳会談において本協定の交渉開始を合意。2004 年 2 月に政府間協議を開始、2006 年 9 月 9 日に署名した。

本協定には第 117 条から第 130 条までの全 14 条からなる独立した知的財産章が設けられており、『手続きの簡素化・透明化』、『知的財産の保護強化』、『エンフォースメント強化』に係る条項から主に構成されている。また、日フィリピン両国の目指す方向性として、①知的財産の十分かつ無差別的な保護、②知的財産保護制度の効率的・透明性のある運用、③知的財産侵害に対する効率的な権利執行、が明確化されるとともに（第 117 条）、協定締結後には、知的財産に関する保護強化・模倣品問題などを継続的に協議するための枠組みとして「知的財産小委員会」の設置が定められている（第 130 条）。

(a) 手続きの簡素化・透明化に係る条項

- (i) 優先権証明書の翻訳文証明手続の簡略化（第 120 条第 4 項）

優先権証明書の翻訳文の正確性について認証要件を課す場合、認証に代えて、翻訳者による

翻訳が誠実かつ正確に行われた旨の書面を提出することにより行うことができる旨を規定。

- (ii) 知的財産保護関連情報の入手容易化（第 121 条）

知的財産権の登録情報及びこれらに関し知的財産庁が保有する一件書類、並びに知的財産保護制度に関する情報（エンフォースメントに関する自国の活動についての情報を含む）を公衆が容易に利用できるようにするため、適切な措置をとることを規定した。

- (iii) 公証義務の原則禁止（第 120 条第 2 項）

知的財産権の出願その他の行政手続について、当局に提出される書類上の署名その他の提出者を特定する方法についての公証義務を原則として禁止した。

- (iv) 国際分類の付与（第 120 条第 5 項）

フィリピンは特許分類に関するストラスブール協定、商標分類に関するニス協定のいずれにも加盟していないが、これら国際分類に従った分類の付与を可能な範囲で両国の義務とした。

(b) 知的財産の保護強化に係る条項

- (i) 特許早期審査請求（第 123 条）

特許の出願人が当局に対し出願を早期に審査すべき旨の申請を提出できることを規定した。

- (ii) 形態模倣行為・混同惹起行為の禁止（第 128 条第 2 項）

不正競争の対象として、TRIPS 協定に明記されていない、他者の商品の外観を模倣する行為・競業者のサービスとの混同を生じさせる行為が含まれることを明記した。

(c) エンフォースメント強化

- (i) 税関差止め対象権利の拡大（第 129 条第 1 項）

税関における侵害品の差止め対象を TRIPS

レベルの商標、著作権などから、特許権、実用新案権、意匠権にも拡大した。

(ii) 刑事罰対象権利の拡大(第129条第3項)

刑事上の手続と罰則について、対象となる権利を TRIPS レベルの商標、著作権などから知的財産全体に拡大した。

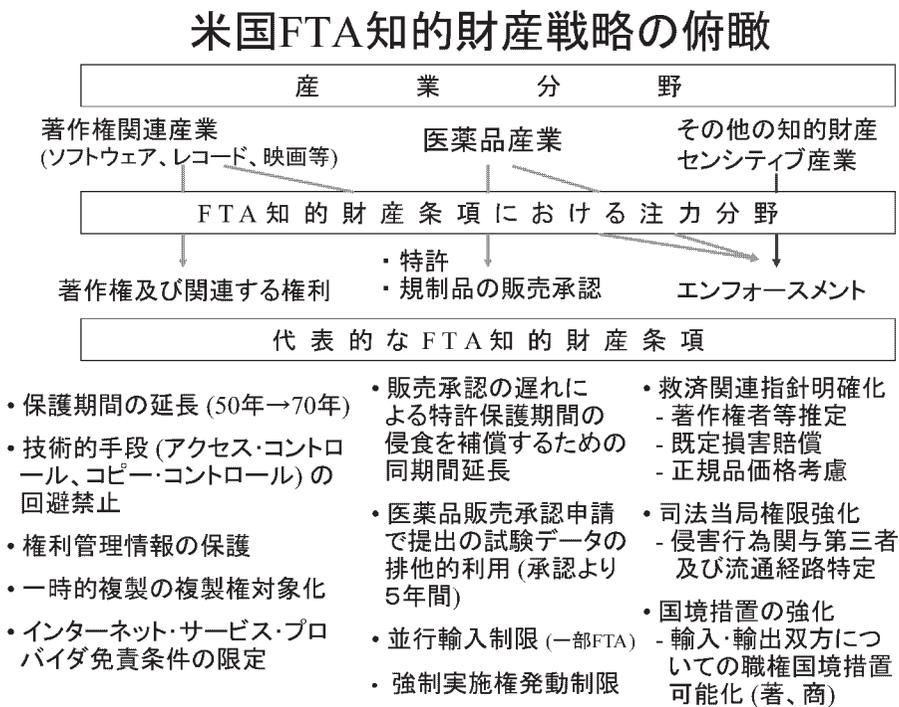
コラム◆諸外国の動向

(1) 米国の FTA における知的財産章の概要

米国の FTA における知的財産戦略は、2002 年通商法に見られるように、米国の国内法の保護水準を相手国において担保することを目指していると考えられる。米国 FTA における知的財産条項

は、図表 4-1 のように三つの柱に大別することができる。これは、著作権関連産業、医薬品産業といった米国において、競争力が強く、知的財産について関心の高い産業分野を反映していると言えよう。

<図表 4-1> 米国の FTA における知的財産戦略



二国間協定においては、TRIPS 協定で任意とされている事項を義務化したり、規定されていない事項について新たな規律を導入することが考えられるが、米国 FTA の知的財産章はこの側面を積極的に推進していると言える。なお、TRIPS 協定

では最恵国待遇 (MFN) 義務が規定されており、当該協定の対象であって TRIPS 協定の対象となっている知的財産に関する FTA/EPA の条項に基づく措置は、FTA/EPA 締約国の国民のみならず WTO 加盟国の国民全体に適用しなければなら

ない。ただし、TRIPS 協定の対象とならない知的財産権および MFN の例外として同協定に限定列挙されたものについては、MFN 義務は及ばないことになる。

TRIPS 協定を超える義務を課す規定として、具体的には以下の例が挙げられる。

① 著作権保護期間の延長

著作権分野において、TRIPS 協定第 9 条第 1 項が引用するベルヌ条約第 7 条は、著作物について著作者の死後 50 年、TRIPS 協定第 14 条第 5 項では実演家及びレコード製作者について実演又は固定から 50 年の保護期間を規定している。米国 FTA では、さらに長期間の保護を規定している。

② テストデータ保護

TRIPS 協定第 39 条第 3 項は、「新規性のある化学物質を利用する医薬品又は農業用の化学品の販売の承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、不公正な商業的使用から当該データを保護する。」と規定している。米国 FTA では、提出データの排他的な利用

期間を規定するなど、より明確かつ具体的な規定を導入している。

③ 技術的手段の回避の禁止

著作権侵害防止のため、無断複製を技術的に防ぐコピー・コントロール、暗号によって視聴行為を制限するアクセス・コントロールの回避を禁止する規律を導入している。

④ 国際消尽

TRIPS 協定は第 6 条において、最恵国待遇及び内国民待遇に関する規定以外は、紛争解決上、国際消尽（並行輸入の許容）の問題を取り扱うために当該協定のいかなる規定も用いてはならない旨を規定している。これに対し、例えば、米豪 FTA では、特許医薬品を並行輸入することを制限する規定が設けられている。

(2) EU の FTA における知的財産章の概要

EU の FTA 知的財産章への取組は、米国のそれと大きく異なる。すなわち、一般規定、条約への加盟義務が中心の簡潔な規定となっており、二国間委員会を通じてエンフォースメント強化を意図していると考えられる。

3. 経済的視点及び意義

第Ⅱ部第 12 章知的財産保護制度に記入したとおり、国際的に適切な知的財産の保護は、自由貿易の更なる推進及び健全な発展のために不可欠の前提であり、技術力のある国にとっては、

競争力を強化し、海外市場に有利に展開することができる。他方、技術力をもたない途上国にとっても円滑な技術移転の促進などを通じた経済的発展が期待できる。

4. 主要ケース

我が国が、EPA の知的財産に関する義務規定から具体的な法令や通達改正を迫られたものは

ない。このことは、我が国の立場から見ると、EPA の知的財産規定が、専ら相手国の知的財産

制度の強化という役割を有しているということ
を意味している。EPA 上の紛争解決手続に関し
ても、知的財産に係る権利義務については、相
手国の義務履行を問う場として利用されること

になると考えられる。今後の具体的ケースの積
み重ねにより、その実効性などについての検証
がなされることになろう。

コラム◆知的財産権関連の国際条約

世界知的所有権機関 (WIPO)

WIPO は、特許権、商標権、著作権などの知的財産に関する国連の専門機関である。各国制度の調和などを目的とする条約の策定、技術協力を通じた途上国における保護水準の引き上げ、情報化の推進によって知的財産保護の国際的な促進を図り、知的財産権に関する条約、国際登録業務の管理・運営を行っている。本部はジュネーブにあり、加盟国は 184 ヶ国 (2006 年 12 月現在) である。

WIPO で管理されている条約は以下のものがあり、世界の FTA/EPA には、これらの条約への加入義務などを規定している協定も存在する。(参考の協定参照)

1. 知的財産保護

工業所有権の保護に関するパリ条約 (1883 年)
文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約 (1886 年)
虚偽又は誤認させる原産地表示の防止に関するマドリッド協定 (1891 年)
実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約 (ローマ条約) (1961 年)
植物の新品種の保護に関する国際条約 (UPOV 条約) (1961 年)
許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約 (ジュネーブ条約) (1971 年)
タイプフェイスの保護及びその国際寄託に関するウィーン協定 (1973 年) ※日本は未締結
衛星送信される番組伝送信号の伝達に関するブラッセル条約 (1974 年) ※日本は未締結

オリンピック・シンボル保護に関するナイロビ条約 (1981 年) ※日本は未締結
視聴覚著作物の国際登録に関する条約 (フィルム登録条約) (1989 年) ※日本は未締結
集積回路についての知的所有権に関する条約 (1989 年) ※日本は未締結
商標法条約 (TLT) (1994 年)
著作権に関する世界知的所有権機関条約 (WCT) (1996 年)
実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約 (WPPT) (1996 年)
特許法条約 (PLT) (2000 年) ※日本は未締結

2. 国際的保護制度

標章の国際登録に関するマドリッド協定 (1891 年) ※日本は未締結
意匠の国際寄託に関するハーグ協定 (1925 年) ※日本は未締結
原産地名称の保護及び国際登録のためのリスボン協定 (1967 年) ※日本は未締結
特許協力条約 (PCT) (1970 年)
特許手続における微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約 (1977 年)
標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書 (1989 年)

3. 分類

標章登録のため商品及びサービスの国際分類に関するニス協定 (1957 年)
工業意匠の国際分類を確立するためのロカルノ協定 (1968 年)

国際特許分類に関するストラスブル協定 (1971年)	標章の図形要素の国際分類を設定するためのウ ィーン協定 (1973年) ※日本は未締結
-------------------------------	--

参考

<図表 4-2> 米豪 FTA エンフォースメント部分と TRIPS 協定

条文	論 点	米豪 FTA	TRIPS 協定
17.11 権利行 使	一般的義 務	知的財産権執行の司法的決定及び行政 決定は書面であつ理由を示すものと し、政府及び権利者が知ることができ るような方法により公にする。 (17.11.2) 民事上、行政上及び刑法上制度さらに 統計情報において知的財産権行使の努 力を国民に知らせるものとする。 (17.11.3) 著作権に係る民事、刑事上、また場合 によっては行政上の手続きにおいて、 反証がない限り通常的方式で名称が示 されている者が、著作物、実演、レコ ードの権利者とする。また、反証がな い限り、著作権がそれらに存在するの の推定があるものとする。(17.11.4)	協定が対象とする事項に関し、加盟国が 実施する法令、最終的な司法上の決定及 び一般に適用される行政上の決定は、各 国政府及び権利者が知ることができ るような方法により公にする。(63.1) 知的所有権の侵害行為に対し効果的な措 置がとられることを可能にするため、当 該行使手続きを国内法において確保す る。正当な貿易の新たな障害となること を回避し、かつ乱用に対する保障措置を 提供するような態様で適用する。(41.1) 決定は出来る限り、書面によって行い、 かつ理由を示す。(41.3) この条約によって保護される文学的及び 美術的著作物の著作者が、反証のない限 り当該著作物の著作者と認められ、した がって、その権利を侵害するものに対し 同盟国の裁判所に訴えを提起することを 認められるためには、その名が通常の方 法により当該著作物に表示されているこ とで足りる。この(1)の規定は、著作者の 用いた名が変名であったも、それがその 著作者を示すことについて疑いがない限 り、適用される。(TRIPS 協定第 9 条(ベ ルヌ条約第 15.1 条))
	民事上及 び行政上 の手続き 及び救済 措置	締約国は知的所有権の行使に関し、民 事上の司法手続きを権利者に提供す る。(17.11.5) (注) (権利者には排他的ライセンシ ー、権利を主張する法的地位を有する 連合や団体を含む。)	加盟国は、この協定が対象とする知的所 有権の行使に関し、民事上の司法手続 きを権利者に提供する。(42) (注) (権利者には、権利を主張する法的 地位を有する連合及び団体を含む)
	民事上の 司法手続 きにおけ る賠償	司法当局は権利侵害者に対して、(i)権 利侵害により生じた損害を相殺する十 分な賠償(ii)少なくとも著作権侵害又は 不正商標の場合には、侵害者が侵害 により得た利益を支払うように命ずる権 限を持つものとする (17.11.6(a)) 知的財産の権利侵害を決定する際、司 法当局は商品又はサービスに関して権 利保持者が報告する小売価格も含めた 価値について検討するものとする。 (17.11.6(b))	司法当局は侵害活動を行っていることを 知っていたか又は知ることが出来る合理 的理由を有していた侵害者に対し、賠償 を当該権利者に支払うよう命ずる権限 を有する。侵害者に対し、費用 (適当な弁 護人の費用を含む) を権利者に支払うよ う命ずる権限を有する。適当な場合には、 侵害者が侵害活動を知っていたかまたは 知ることが出来る合理的な理由を有して いなかったときでも、利益の回復又は法 定の損害賠償の支払いを命ずる権限を司 法当局に与えることができる。(45)

権利行使	レコードや実演の場合の損害賠償	各締約国は、著作物、レコードや著作権で保護された実演、さらに不正商標の場合、法定損害賠償を設けるものとする。法定損害賠償は将来の侵害を抑制し、侵害により生じた損害を相殺するに足る十分な額とする(17.11.7(a)) 著作権と不正商標に関して、締約国は著作権侵害に関する民事上の司法手続きにおいて付加的な賠償を主張することができる。(17.11.7(b))	加盟国は侵害者が侵害活動を行っていることを知らなかったか又は知り得る合理的な理由を有していなかったときでも、利益の回復又は法定損害賠償の支払いを命ずる権限を司法当局に与えることができる。(45.2)
	民事上の司法手続きにおける弁護士費用	著作権侵害及び不正商標に関して、裁判費用や弁護士費用に関する費用支払いを命ずる権限を提供するものとする。また例外的に特許権侵害に関しても弁護士費用支払いを敗訴側に命ずる権限も提供するものとする。(17.11.8)	侵害者に対し、費用(適当な弁護人の費用を含む)を権利者に支払うよう命ずる権限を有する。(45)
	著作権侵害及び不正商品の場合の差押えの権限	著作権侵害及び不正商標商品の場合、司法当局に侵害物品と疑われる物品や関連する材料及び道具を差し押さえる権限を提供するものとする。また商標権侵害の場合は、侵害に係る証拠書類も含む。(17.11.9)	司法当局は、次のことを目的として迅速かつ効果的な暫定措置をとることを命ずる権限を有する。 (a)知的所有権の侵害の発生を防止すること。特に、物品が管轄内の流通経路へ流入することを防止すること(輸入物品が管轄内の流通経路へ流入することを通関後直ちに防止することを含む)。 (b)申し立てられた侵害に関連する証拠を保全すること。(50.1) 司法当局は、適当な場合には、特に遅延により権利者に回復できない損害が生ずるおそれがある場合又は証拠が破棄される明らかな危険がある場合には、他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく、暫定措置をとる権限を有する。(50.2)
	侵害物品の廃棄	民事上の司法手続きにおいて、権利保持者の要請により、例外的場合を除いて、著作権及び商標を侵害していると認められた物品は廃棄される。(17.11.10(a)) 司法当局は、侵害物品の生産のために使用される材料及び道具を、いかなる補償もなく、廃棄もしくは例外的な場合には、侵害の危険を最小化するため、いかなる補償も無く流通経路から排除する権限を有する。(17.11.10(b)) 商標偽造に関しては、不当に使用されていた商標の除去のみでは、その物品の流通経路における頒布は許されない。(17.11.10(c))	司法当局は、侵害していると認めた物品を、権利者に損害を与えないような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除し、又は、現行の憲法上の要請に反しない限り、廃棄することを命ずる権限を有する。侵害物品の生産のために主として使用される材料及び道具を、追加の侵害の危険を最小とするような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除することを命ずる権限を有する。不正商標商品については、例外的な場合を除いて、商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めることはできない(46)
	侵害者への情報提供の命令及びその情報を権利保持者に提供すること	司法当局に侵害のいかなる側面における関係者及び侵害物品の生産・販売手段に関する情報提供を侵害者に命ずる権限を与え、その情報を権利保持者の代表者に提供するものとする。(17.11.11)	加盟国は司法当局が侵害の重大さとの均衡を失しない限度で侵害者に対し、侵害物品又は侵害サービスの生産又は流通に関与した第三者を特定する事項及び侵害物品又は侵害サービスの流通経路を権利者に通報するよう命ずる権限を有することを定めることができる(47)

第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定

権利行使	訴訟における司法当局の権限及び機密情報保護に関して	司法当局は、当局の命令を守らなかった訴訟当事者に対して賠償金及び拘留を命ずる権限を有する。(17.11.12(a)) 司法当局は、訴訟当事者、協議会、専門家に対して、訴訟手続き中に生じた情報や交換された機密情報の保護の違反について制裁を命ずることができる。(17.11.12(b))	規定なし
	行政上の手続き	規定なし。	行政上の手続きの結果として民事上の救済措置が命ぜられる場合には、その手続きはこの節に定める原則と実質的に同等の原則に従う。(49)
	司法当局の権限	17.4.7及び17.4.8において規定される民事上の司法手続きにおいて、司法当局は以下の権限を有する。(i)物品の差し押さえを含む暫定措置 (ii)著作権侵害の損害賠償 (iii)裁判所費用及び妥当な弁護士費用(iv)道具及び物品の廃棄(17.11.13(a)) 非営利の図書館、公文書館、教育機関もしくは公共の非営利放送局に関しては、それらの団体が当該行動が侵害を構成することに関して善意であったことを証明すれば損害賠償は適用されない場合がある。(17.11.13(b))	規定なし。
	司法当局による民事上の手続き	司法当局は、知的財産権侵害が疑われる商品の輸出について民事上の司法手続きを関係者に要求することができる。(17.11.14)	規定なし
	民事上の手続きにおける専門家の費用に関して	司法当局又は他の当局が知的財産権の執行に関する民事上の手続きにおいて技術的専門家を任命し、その費用を訴訟当事者に負わせる場合、その費用は合理的で仕事の量及び質に適合したものであり、訴訟や手続きの利用を不当に妨げるものであってはならない。(17.11.15)	規定なし
暫定措置	救済の要請への対処	締約国の当局救済の要請があった場合には他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく司法上の規則にしたがって早急に対処するものとする。(17.11.16)	司法当局は、適当な場合、特に遅延により権利者に回復できない損害が生ずる恐れがある場合又は証拠が破棄される明らかな危険がある場合には、他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく、暫定措置をとる権限をもつ。 暫定措置は、決定に至る手続きが、合理的な機関（国内法令によって許容される場合は、暫定措置を命じた司法当局によって決定されるもの。その決定が無い時は、二十執務日又は三十一日のうちいずれか長い期間を超えないもの）内に開始されない場合には、被申立人の申立に基づいて、取消され、又は効力を失う。(50.6)

暫定措置	暫定措置における証拠提供及び濫用防止のための保証	司法当局は、申立人の権利が侵害されていること又は侵害の生ずる差し迫ったおそれがあることを確認するため、申立人に対して合理的に入手可能な証拠を提出するよう要求する権限を持つ。又、被申立人を保護し及び濫用を防止し、申立人に十分な担保又は同等の保証を提供することを命令する権限をもつが、担保や保証は手続きの利用を不当に妨げるものではあってはならない。(17.11.17)	司法当局は、申立人が権利者であり、かつその権利が侵害されていること又は侵害の生ずる差し迫ったおそれがあることを確認するため申立人に対して合理的に入手可能な証拠を提供するよう要求し、並びに被申立人を保護し及び濫用を防止するため、申立人に対し十分な担保又は同等の保証を提供することを命ずる権限をもつ。(50.3)
暫定措置手続きにおける反証を許す推定		特許権行使の暫定措置手続きでは、各締約国は特許が有効であるとの反証を許す推定を出すものとする。(17.11.18)	規定なし
物品の開放の停止について		不正商標商品と疑われる物品、混同を招く類似商標商品または著作権侵害物品の自由な流通への解放を停止するよう手続きを行った権利者は、侵害の事実があることを権限のある当局が一応確認するに足りる適切な証拠を提出し、税関当局が合理的に識別できるよう物品に関する権利者の知識の範囲内で合理的に期待される十分な情報を提出する。 十分な情報の提供の必要は手続きの利用を不当に妨げるものであってはならない。 各締約国は税関当局による物品の解放の停止の適用について、適用から一年以上の期間、もしくはその物品が著作権により保護され、又は当該商法が登録されている期間のどちらか短い期間有効とする。(17.11.19)	輸入国の法令上、権利者の知的所有権の侵害の事実があることを権限のある当局が一応確認するに足りる適切な証拠を提出し、及び税関当局が容易に識別できるよう物品に関する十分詳細な記述を提出することが要求される。(52)
担保又は同等の保証		関係当局は、不正商標商品と疑われる物品、または著作権侵害物品の開放停止の手続きの申立を行った権利者に対して、被申立人及び権限のある当局を保護し、並びに濫用を防止するために、合理的な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を持つ。これらの担保及び同等の保証は手続きの利用を不当に妨げるものであってはならない。 当該物品が侵害物品ではない場合、輸入者及び所有者に対して解放の停止による損失又は損害に補償を行うという文書を、関係当局は申立人に要求することができる。(17.11.20)	権限のある当局は、申立人に対し、被申立人及び権限のある当局を保護し並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限をもつ。 担保又は同等の保証は、手続きの利用を不当に妨げるものであってはならない。(53) 関係当局は、物品の不法な留置又は前条の規定に従って解放された物品の留置によって生じた損害につき、申立人に対し、物品の輸入者、荷受人及び所有者に適当な賠償を支払うよう命ずる権限をもつ。(56)
情報に関する権利		関係当局が当該物品を不正商品もしくは侵害物品との認定をした場合、関係当局は権利保持者に荷送人、輸入者及び荷受人の名称及び住所及び当該物品の数量を通報する権限を持つものとする。(17.11.21)	加盟国は権限のある当局は税関当局により留置された物品の荷送人、輸入者及び荷受人の名称及び住所並びに当該物品の数量を権利者に通報する権限を付与することができる。(57)

暫定措置	国境における措置	正式の申立がなくとも、不正商標商品及び著作権侵害物品の輸入に関して職権で国境における措置をとる権限を税関当局に与えるものとする(17.11.22)	権限のある当局が、知的所有権が侵害されていることをうかがわせる証拠を得た際に職権により行動して当該物品の解放を停止する制度がある場合、(a)当局は権限の行使に資することのある情報の提供を権利者に求めることができる。(b)輸入者及び権利者は速やかに停止を受ける(c)措置が誠実にとられ、又はとることが意図された場合に限り、公の機関及び公務員の双方の適当な救済措置に対する責任を免除する(58)。
	不正商品、侵害物品と認定された場合の廃棄に関して	解放が停止された物品で、不正もしくは侵害物品と認定された物品は例外を除き、廃棄されるものとする。不正商標商品については、商標の除去だけでは流通経路への解放を認めるには足りない。関係当局は押収された不正商標商品や著作権侵害物品の輸出を認める権限はなく、例外を除き税関の管理下においても流通を認めるものではない。(17.11.23)	権利者の他の請求権を害することなく及び司法当局による審査を求める被申立人の権利に服することを条件として、権限のある当局は、第46条に規定する原則に従って、侵害物品の廃棄又は処分を命ずる権限を有する。 不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、変更のない状態で侵害商品の積戻しを許容し、または異なる税関手続きに委ねてはならない。(59)
	国境における措置	国境における措置で、申立費用及び商品の保管費用は当該手続きの利用を不当に妨げないように算定されるものとする。(17.11.24)	知的所有権の行使に関する手続きは、公正かつ公平なものとする。この手続きは、不必要に複雑な又は費用を要するものであってはならず、また不合理な期限を付され又は不当な遅延を伴うものであってはならない。(41.2)
	国境での措置の二国間及び地域的協力	双方は国境での執行に関し技術的助言を与えるものとし、二国間及び地域的協力を行うものとする(17.11.25)	第7部において、加盟国は、知的所有権を侵害する物品の国際貿易の排除のため相互に協力することを合意。加盟国は、特に不正商品及び著作権侵害物品の貿易に関して、税関当局で情報の交換及び協力を促進する。(69)
刑事上の手続き及び救済措置	故意による商業的規模の著作権侵害の定義	少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続き及び刑事罰を定める。 故意による商業的規模の著作物の違法な複製を(i)金銭上の利益を直接に目的としない又は間接に目的とする著しい故意による著作権侵害(ii)商業的利益もしくは金銭上の利益を目的とした故意による侵害と定義する。(17.11.26(a)) 締約国は故意による商業規模の商標の不正使用及び著作権侵害について、国内と同様の程度の刑罰を科す。(17.11.26(b))	少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続き及び刑罰を定める。制裁には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含む。又差し押え、没収及び廃棄を含む。(61)

刑事上の手続き及び救済措置	故意による商業的規模の商標の不正使用に関する罰則	(a)金銭的なインセンティブを失わせるのに十分な抑止的な拘禁刑又は罰金を含む。将来の侵害を予防するに十分な程度の罰金刑を科すことを司法当局に推奨する。(b)司法当局に不正商標商品又は著作権侵害物品との疑いがある物品並びに当該行為のために使用される材料及び道具、侵害行為をたどることの出来る財産、侵害に関する書類を差押える権限をもつ。(注)差し押えの物品は個別に認定される必要はなく命令により特定される一般的なカテゴリーに該当すればよい。(c)司法当局は、不正行為をたどることのできる財産を没収する権限を持つ。また、不正商標又は著作権侵害物品に関して例外を除き没収及び廃棄の権限をもつ。没収及び廃棄に補償は発生しない (d)関係当局は、個人もしくは権利者の正式な申立がなくとも、これらの侵害に対して職権により刑事上の手続きを開始することができる (17.11.27)	制裁には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含む。適当な場合には、制裁には侵害物品並びに違反行為のために主として使用される材料及び道具の差押え、没収及び廃棄を含む。特に故意にかつ商業的規模で侵害が行われる場合において適用される刑事上の手続き及び刑罰を定めることができる。(61)
刑事罰を科すことが可能な場合	少なくとも以下に関して、故意の移動、輸送や製造や管理に対して刑事手続きを開始し、刑事罰を科すことが出来る (a)(i)レコード、(ii)コンピュータ・プログラム又は書類の偽造、(iii)コンピュータ・プログラムのパッケージ (iv)動画もしくはオーディオビジュアルのコピーに対する虚偽もしくは不正な商標、 (b)権利保持者の許可がないコンピュータ・プログラムの不正な書類又はパッケージ(17.11.28)	規定なし	
サービスプロバイダに対する責任の制限	TRIPS 第41条に基づき、(a)著作権物の許諾のない保管及び放送抑止に関して著作権保持者と協力するための法的動機をサービスプロバイダに提供する。(b)サービスプロバイダが管理、開始、指揮をしていない著作権侵害もしくは当該会社によって管理・運営されているシステム又はネットワークを通して行われている著作権侵害に関して、サービスプロバイダに対する制裁の範囲に制限を設ける。 (i)金銭的救済の軽減又は以下の機能に関する裁判所命令に対する制限とする (A)侵害を変更することなく送信、ルーティングや接続を提供する又は侵害の保存 (B)自動的なキャッシュの作成 (C)サービスプロバイダにより管理又は運営されているシステムやネットワーク上の情報を使用者の指示により保存すること (D)ハイパーリンクやディレクトリを含む方法でユーザー同士をリンクさせること	規定なし	

<p>刑事上の手続き及び救済措置</p>	<p>サービスプロバイダに対する責任の制限</p>	<p>(ii)これらの制限はサービスプロバイダがマテリアルの送信やマテリアルの受信者を選別しない場合にのみ適用される。</p> <p>(iii) (i)(A)から(D)のサービスプロバイダの資格は(iv)から(vii)の資格とは別である。</p> <p>(iv)条項(i)(B)に関しては、以下の場合にサービスプロバイダの責任が制限される。</p> <p>(A)キャッシュに対する接続できるユーザーが限定</p> <p>(B)ファイルのリフレッシュ、再ロードなどキャッシュのアップデートに関する規則の遵守</p> <p>(C)締約国における産業の水準に適合した技術を妨害することなく、マテリアルを送信する際に中身を変えていないこと (D)有効な通知があった場合に、元のサイトで閲覧ができなくなったマテリアルのキャッシュについてアクセスを不能にすること。</p> <p>(v) (i)(c)(d)に関し、サービスプロバイダが以下の場合に責任が制限される (A)侵害行為から直接の金銭上の利益を受け取っていない (B)侵害行為の認識後直ちにそのマテリアルを削除又はアクセスを不能にすること (C)公に代表者を指名すること</p> <p>(vi)サービスプロバイダの責任が制限されるには以下の条件が必要である：(A)継続した侵害を行う者のアカウントを終了する手段を適用・実施すること (B)各締約国の領域において著作権物を保護する標準の技術的措置に対応し、かつそれらの措置を妨害しないこと。</p> <p>(vii)サービスプロバイダが(i)(A)を満たしている場合、裁判所命令は特定のアカウントの終了又は特定のアクセスを防ぐことに限定される。</p> <p>もしサービスプロバイダが(i)以外に適合する場合、裁判所命令は、侵害マテリアルの除去及びアクセスの不可、特定のアカウントの終了及びサービスプロバイダに負荷が最もかからないという場合に限定される。</p> <p>(ix) (i)(C)及び(D)の手続きにおいて締約国は侵害の申立及びマテリアルが誤認により除去もしくはアクセス不能になった場合、適当な手続きを設けるものとする。各締約国は、サービスプロバイダが虚偽の陳述に基づいた場合金銭賠償措置規定する。</p>	<p>規定なし</p>
----------------------	---------------------------	--	-------------

刑事上の手続き及び救済措置	サービスプロバイダに対する責任の制限	<p>(x)サービスプロバイダが申立あるいは外見上の侵害に基づき善意のマテリアルを除去あるいはアクセスを不能にした場合、サービスプロバイダは一定の条件で、それによる申立から免除される。</p> <p>(xi)各締約国は、著作権保持者が侵害について申立をした際に即座にサービスプロバイダから新会社を特定する情報を得ることが出来る行政上もしくは司法上の手続きを設けるものとする。</p> <p>(xii) (i)(A)の機能に関してサービスプロバイダとは、マテリアルを変更することなく送信、ルーティングもしくは接続の提供を行うものを指し、(i)(B)から(D)の場合、サービスプロバイダとは、オンラインサービス又はネットワークアクセスのプロバイダーもしくは運営者を指す。(17.11.29)</p>
---------------	--------------------	---

＜図表4-3＞ EUチリFTAとTRIPS協定

条文	論点	EUチリ自由貿易協定	TRIPS
169条 適用範囲	知的財産権の定義	本協定における知的財産権は、著作権（コンピュータープログラムおよびデータベースに関するものを含む）、著作隣接権、特許権、意匠権、地理的表示、商標、半導体集積回路の回路配置権の他、営業秘密保護、および不正競争に対する保護も含まれる。	
170条 知的財産権の保護	条約加盟義務	<p>2007年1月1日までに以下の条約に加盟すること。(170.(b))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ニース協定 ・ WCT ・ WPPT ・ PCT ・ ストラスブール協定 <p>2009年1月1日までに以下の条約に加盟すること。(170.(c))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約 ・ ロカルノ協定 ・ ブタペスト条約 ・ 商標法条約 <p>出来るだけ早く、以下の条約を批准することを努力しなければならない。(170.(d))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マドリッド・プロトコル ・ 標章の国際登録に関するマドリッド協定 ・ ウィーン協定 	パリ条約、ベルヌ条約、集積回路についての知的所有権に関する条約に関する条約の規定を遵守することは規定されているが、条約への加盟は義務づけられてはいない。
171条 レビュー		委員会（Association Council）は第170条にその他の国際条約を含めることを決めることができる。	条約への加盟は義務づけられてはいない。

<図表4-4> EUモロッコFTAとTRIPS協定

条 文	論 点	EUモロッコ自由貿易協定	TRIPS
ANNEX 7 知的、工業、 および商業 財産	条約加盟義務	条約加盟後4年以内に、モロッコは知的財産権の保護のために、以下の国際条約に加盟しなければならない。(ANNEX 7.1) ・ローマ条約 ・ブタペスト条約 ・PCT ・UPOV条約	パリ条約、ベルヌ条約、集積回路についての知的所有権に関する条約に関する条約の規定を遵守することは規定されているが、条約への加盟は義務づけられてはいない。
		委員会 (Association Council) は第170条にその他の国際条約を含めることを決めることができる。(ANNEX 7.2)	